

学校いじめ防止基本方針ガイドライン



学校法人東稜学園 福島東稜高等学校

福島東稜高等学校 学校いじめ防止基本方針ガイドライン

いじめ防止基本方針

1 基本理念

福島東稜高等学校(以下「本校」という。)は、いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。)第 13 条の規定に基づき、いじめの防止、早期発見、およびいじめへの対処に関する対策を総合的かつ効果的に推進するために定めるものである。

(1) 建学の精神と、いじめに対する基本姿勢

本校の建学の精神は、

～「真心をもって人に接し、人の立場を考えて行動できる、明かるく役立つ人間」～

の育成である。この精神に基づき、生徒一人ひとりが他者の尊厳を重んじ、思いやりをもって行動できる人間性を育むことが、いじめを生まない学校文化の根幹となる。いじめは、この建学の精神に真っ向から反する行為であり、生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える絶対にあってはならない行為である。

本校は、この建学の精神を精神的支柱とし、いじめを学校社会における最大の人権問題と捉え、「いじめをしない・させない・許さない」という基本姿勢を全教職員、生徒、保護者間で共有し、いじめの根絶に努める。いじめの有無の判断は、いじめられた生徒の立場に立ち、表面的・形式的に行うことなく、生徒の心身の苦痛を重視して行う。

(2) いじめの定義と学校・教職員・保護者の責務

いじめ防止対策推進法第 2 条における「いじめ」の定義

(第2条)「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、単に学校内だけの問題にとどまらず、生徒の人生に深刻な影響を及ぼす重大な人権侵害である。本校は、いじめ防止対策推進法に基づき、学校・教職員・保護者が密接に連携し、いじめを許さない組織文化を醸成する。

教職員は学校における生徒の微細な変化を捉え、保護者は家庭における心の機微を察知し、双方が情報を共有することで「いじめの兆候」を早期に発見する。生徒が安心して学び、成長できる環境を維持するため、学校と家庭は解決に向けた「共通のパートナー」として、常に一貫した姿勢で向き合うものとする。

【学校・家庭・地域の三位一体による未然防止と対応】

主体	責務の概要
学校	いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、組織を整備し、教職員の資質向上を図り、いじめの未然防止、早期発見、早期対処に努める。
教職員	生徒との信頼関係を築き、いじめの兆候を早期に把握し、いじめの事実を認知した場合は、速やかに組織的に対応する。いじめを許さないという毅然とした態度で指導にあたる。
保護者	学校のいじめ防止等のための措置に協力するよう努めるとともに、生徒に対し、いじめを行わないよう規範意識を育むための指導を行う。

2 いじめ防止対策委員会と連携体制

本校は、いじめの防止等に関する対策を実効的に行うため、校長を責任者とするいじめ防止対策委員会（以下「委員会」という。）を常設する。特に、生徒指導部の生徒指導係と教育支援係が密接に連携し、「指導と支援の両輪」でいじめ問題に対応する体制を構築する。

(1) 委員会の構成と役割

いじめの防止、早期発見、事案への対処、再発防止策の検討、方針の評価・見直しを一元的に担う。

役職	構成員	主な役割
委員長	校長	委員会の統括、学校全体の方針決定、対外的な最終責任
副委員長	副校長、教頭、生徒指導部長	委員長の補佐、実務の推進、関係機関との連携、情報の一元管理
委員	各学年主任、教育相談センター長、養護教諭、スクールカウンセラー(SC)、その他校長が必要と認める者	いじめに関する情報の収集・共有、未然防止策の企画・実施、事案発生時の対応方針の策定、再発防止策の検討

(2) 生徒指導係と教育支援係の連携

生徒指導係と教育支援係は、いじめ問題への対応において、以下の役割分担と連携を徹底する。

部署	主な役割	連携の具体例
生徒指導係	指導・規律：いじめの事実確認、加害生徒への指導・懲戒、集団への働きかけ、未然防止となる指導。	教育支援係と連携し、指導後の生徒の心理状態を共有し、継続的なケアに繋げる。
教育支援係 (教育相談センター)	生徒理解検査の実施・分析、SCによるカウンセリング、被害生徒の心のケア、保護者との連携、人間関係構築のための教育活動の企画。	生徒指導部と連携し、指導の必要な生徒の背景にある心理的要因を分析し、指導方針に反映させる。

(3) 外部専門家との連携

委員会は、必要に応じて警察機関、児童相談所、医療機関などの外部専門家と連携し、専門的な知見を活用した対応を行う。特に、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、直ちに所轄警察署と連携し、被害生徒の安全確保を最優先とする。

3 いじめの具体例と禁止事項

いじめは、身体的なものからインターネット上のものまで多岐にわたる。生徒は、以下の行為が重大な人権侵害であり、犯罪行為に該当する可能性があることを理解し、いかなる理由があってもこれらの行為を行ってはならない。

態様	具体例
身体的なもの	なぐる、たたく、蹴る、軽くぶつかるふりをして身体に接触する、嫌なことを無理やりさせる。
言語的なもの	冷やかす、からかい、悪口、脅し文句、嫌なことを言う、集団で無視する、陰口を言う。
物理的なもの	金品をたかる、金品を隠す・盗む・壊す・捨てる、持ち物を汚す、嫌な落書きをする。
ネット上のもの	パソコンや携帯電話、SNS 等を利用した誹謗中傷、嫌な書き込み、画像や動画の無断公開、なりすまし行為。
集団的なもの	仲間外れ、集団による無視、いじめをはやし立てる「観衆」となる行為、無関心を装う「傍観者」となる行為。

【禁止事項の徹底】

生徒は、いじめの加害者となることはもちろん、いじめをはやし立てる観衆や、無関心を装う傍観者となることも、いじめを助長する行為として厳しく指導の対象となることを理解しなければならない。

また、匿名性が高い SNS 等におけるエスカレートした投稿・拡散は、誹謗中傷などとして、新たな人権侵害を生むことにつながるため、決して許されるものではない。暴力行為・いじめに関する指導と合わせ、生徒に対する情報モラル教育を行う。

4 いじめの未然防止の具体的措置

いじめを生まない土壌をつくるため、生徒指導部方針に示された活動をいじめ防止の観点から位置づけ、全教育活動を通じて予防的な取り組みを推進する。

(1) 豊かな人間性の育成と教育活動

①建学の精神に基づく教育

「真心をもって人に接し、人の立場を考えて行動できる」態度を育むための教育を、授業やホームルーム活動を通じて継続的に行う。

②SNS・情報モラル教育

生徒指導部方針に示された情報機器の使用規定に基づき、SNS 講演会などを活用し、ネット上のいじ

めやトラブルを未然に防ぐための具体的な指導を徹底する。

③集団活動の活用

学校行事などの集団活動を通じて、生徒が互いの違いを認め、協力し合う体験を積み重ね、良好な人間関係を構築する機会を増やす。

(2) 年間活動計画(生徒指導部方針に基づく)

時期	主な活動内容	いじめ防止の観点からの位置づけ
4月	生徒理解検査① 面談週間の実施 定例生徒指導部会の実施	新しい環境での人間関係構築支援、早期の生徒理解と心の状態把握
5月	SNS 講演会、生徒会総会 定例生徒指導部会の実施	情報モラル教育の徹底、生徒主体の規範意識の醸成
7月	SCによる講話(人間関係について) 定例生徒指導部会の実施	人間関係の深化を目的とした専門家による心のケアと人間関係教育
9月	生徒理解検査② 定例生徒指導部会の実施	長期休業明けの生徒の状況把握、学校行事を通じた一体感の醸成
10月	生徒理解検査③ 定例生徒指導部会の実施	生徒の心理状態の把握とストレスチェック
12月	生徒理解検査④ 定例生徒指導部会の実施	冬季休業前の生徒の心理状態把握、健康指導を通じた心の安定
2月	生徒理解検査⑤ 定例生徒指導部会の実施	学年末の生徒の心理状態の把握、次年度に向けた不安等の把握

5 いじめの早期発見の具体的措置

いじめの兆候を早期に発見するため、教職員は日常的な観察と情報収集を徹底する。

(1) 相談・通報体制の多層化

生徒及び保護者が安心して相談・通報できる窓口を複数設置し、その存在を周知徹底する。

窓口	担当者・部署	備考
第1窓口	担任、副担任、学年主任	日常的な生徒の様子を把握し、最も身近な相談相手となる。
第2窓口	生徒指導部、教育支援係、養護教諭、SC	専門的な知識に基づき、生徒の心理的ケアや指導にあたる。
第3窓口	校長、副校長、教頭	組織的な対応が必要な事案の報告先、最終的な意思決定者。

外部窓口	ふくしま 24 時間子ども SOS、 警察、児童相談所	学校外の専門機関との連携を確保する。
------	--------------------------------	--------------------

(2) 生徒理解検査の活用

教育支援係が中心となり、生徒指導部方針に計画されている生徒理解検査(年数回)を、いじめの早期発見のための重要なツールとして活用する。検査結果は、関係者で共有・分析し、個別の支援が必要な生徒を特定し、速やかに対応を開始する。

6 事案発生時の対応フロー

いじめの事実が確認された場合、以下のフローに基づき、被害生徒の安全確保を最優先に、迅速かつ組織的に対応する。

(1) 初期対応(発見・通報時)

①情報の一元化

いじめの疑いに関する情報は、生徒指導部に速やかに報告し、関係機関で共有する。

②緊急安全確保

被害生徒の安全を最優先に確保する。必要に応じて、加害生徒と被害生徒の接触を避けるための措置(教室分離、登下校時間の調整等)を講じる。

③記録の徹底

情報提供者、日時、場所、内容を時系列で具体的に記録する。

(2) 事実確認と情報共有

①個別聴取

当事者双方及び周囲の生徒から個別に聴き取りを行う。聴取は、複数の教員で行い、事実のみを客観的に聴取・記録する。

②いじめの認定

聴取結果を総合的に判断し、いじめの事実の有無を認定する。

③保護者への連絡

事実確認の状況を、被害生徒の保護者に速やかに報告する。加害生徒の保護者へは、事実確認後、指導方針と合わせて連絡する。

(3) 指導と支援(生徒指導部と教育支援係の連携)

①被害生徒への支援(教育支援係主導)

SC や外部専門家と連携し、心のケアと学習支援を継続的に行う。被害生徒が安心して学校生活を送れるよう、徹底して守り通す体制を構築する。

②加害生徒への指導(生徒指導部主導)

いじめの事実を認めさせ、いじめが人権侵害であることを理解させる。教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導を行い、再発防止を誓約させる。必要に応じて、懲戒処分(法第25条)や出席停止(法第26

条)の措置を検討する。

③集団への働きかけ

いじめの構造(観衆、傍観者)を分析し、クラス全体や関係する集団に対し、いじめを許さない雰囲気づくりを促す指導を行う。

7 重大事態への対応ガイドライン

校長は、いじめ防止対策推進法第 28 条の趣旨を踏まえ、重大事態が発生した際は、以下の手順に基づき、迅速かつ公平に対応する。

1) 重大事態の定義と判断

① 「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」

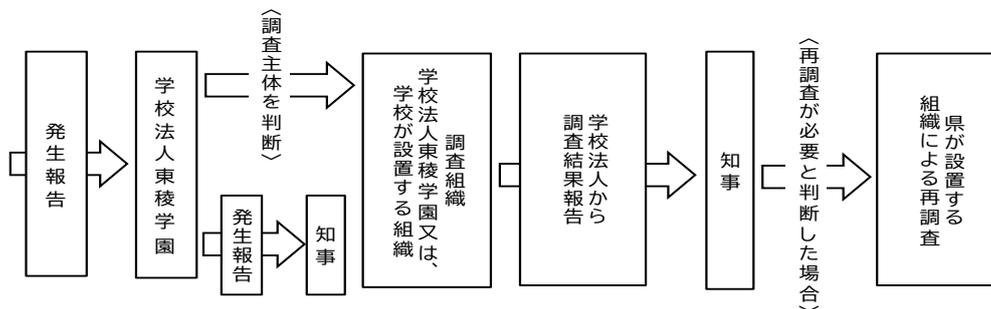
② 「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席する場合」

① ②いずれかに該当する場合を重大事態と定義する。

また、①②に該当せずとも生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し出があった場合についても報告・調査を行うものとする。

2) 報告・共有

速やかに学校の設置者(理事長等)を経由し、都道府県知事に報告を行う。



3) 「重大事案」の調査実施

「重大事案」が発生した場合、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど、事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

4) 再発防止

調査結果に基づき、学校全体で再発防止策を策定し、実行する。

8 改正

本方針は、いじめの状況や生徒を取り巻く環境の変化を踏まえ、毎年見直しを行う。委員会が中心となり、活動の実施状況、効果、課題を検証し、より実効性の高い対策へと改善していく。